

農地改革と資本、地主及び農民

西山武一

- 一、アジア農業の二つの道（中国と日本）
- 二、地代及び地価決定方式の検討（農業における自給部分の存在と価値の無償移転機構）
- 三、解放農民の性格（封建的とは何か）

一、アジア農業の二つの道（中国と日本）

第二次世界大戦の所産として、アジアの二つの国に重要な農業上の改革が行われた。即ち一は中国において土地改革と呼ばれ、一は日本で農地改革と呼ばれるもの、これである。

二つの改革はいずれも夫々の国で大部分の小作地を無くして自作農を創設し、残った小作地の小作料も著しく低廉にしたという点で、即ち両国における旧来の所謂半封建的土地所有―農民支配の主要形態を一掃したという点で共通しているが、この国では其は最強の反共防壁と評価されているのに、かの国では其は中共勝利の最強の基礎であつたと言われ、その演じた歴史的役割はまさに対蹠的である。いずれにしても此の両側の改革は目ざめつつあるアジア全農民の深い関心の的であり、中共の土地改革については言わずもがな、日本の農地改革についても、インド、インド

ネシヤ、みな人を派してその経過を細心に学ぼうとしている。

農業及び農地制度における前代的諸關係を近代的に再編することは、各国の資本主義がその擡頭期に、その不可欠の起点として経過せねばならなかつたことは、なканすく十九世紀中葉に至るヨーロッパ諸国の開国の歴史が証明するごとくである。

マルクスはそれを簡潔に「資本主義はその出会うところのすべての在来的土地所有を自己に適合するとき形態に作り直す」と定式化しているが、その意味するところは、一方では農民大衆から近代プロレタリアを分化、析出することであり、地方では、剰余労働の唯一の存在形態としての前代的地代を、剰余価値の一派生形態として産業利潤に服属するとき資本主義地代に変質することである。資本主義はそこで始めて眞実の運動を開始することができる。だが此の眞実の起点に到達するためには、古典的には、一つの間環節——経過点が必要とするのであり、其は即ち封建性の解体のあとに成立する諸形態の一つとしての独立自営農民の形態これである。

農業諸關係における封建的束縛を打破し、来るべき資本の論理の展開のために道を清めようとする力は、何よりもまず、此の封建段階の農業の中にあつて芽ばえ胎動する資本の生長力である。ここに碎啄の機をいち早く地主が捕え、農民を犠牲にしつつ上からの変革をリードする場合もあるが、この機を農民が捕えて地主制を顛覆し去り、下からの変革を貫徹する場合もある。いわゆる農業の資本主義化の経路における「二つの道」である。

他方、いずれの道をとるにせよ、その国の資本主義の當時置かれた條件の如何により、またその国における農業上の辺境の存否の程度により、過程が極めて急速に進行する場合と、除々にジグザグに進行する場合とがある。だからイギリスとフランスが、プロシヤとアメリカが對比されるのみでなく、更にイギリスとプロシヤが對比され、ア

メリカとフランスが対比されざるを得ない。

アジャに目を放てば如何。そこでは農業の内部がまだ古い諸關係の中に眠りつづけている間に、資本は海外から襲来した。多くの国では其の外来の資本の指揮下に、日本について言えば、急ぎ自立して偏跛な構成ながら自己運動を始めた国内資本の主導下に、前代的農業生産構造と前代的土地所有（地代）形態とは、その本質を変えることなく存続しつづけ、国内又は国外資本の傍らに、之と並んで共生しつづけた。さまざまの外形は取りながら、ジャバから日本まで、全アジャに、二十世紀に至るまで、いわゆる「二重経済」が広く存続した所以である。アジャ農業の歴史の古さ、辺境の乏しさ、水田農業の特殊な重さ等々が、この共生過程——二重経済を一層根強からしめた條件であつたことは確かである。

此の二重経済構造、資本の影間としてのアジャ農業の定存は、しかし、第一次世界大戦を転機として、内外よりする震憾の前に漸くよろめき始めた。外からは、いまや、東欧、インド、否、全アジャの在来農業——穀作農業の様式に対するきびしい批判者としてその雄姿を現わし始めた新大陸機械化小麦農業の競争力これであり、内からは、大戦を契機として漸く人間的——經營者的に自覚、向上し始めたアジャの農民の近代の、市民的要求これである。アジャの畸型見、二重経済構造の歴史的終焉は今や不可避である。

だが、また、二十世紀世界資本主義の環境の下では、遅れて農業革命の日程に登場したアジャの農民（乃至農村諸階級）は、変革の自立的主人公として立ち現れることはできず、農業の外なる代表的二大社会勢力、即ち独占資本主義なり労働者階級なりとの一定の同盟の形態をとつてのみ、その歴史的役割を演ぜざるを得ない。

中国においては、半封建的地代は産業利潤よりも量的に遙かに立ちまさり、国の剰余労働の圧倒的大きさであつた

故に（巫宝三の一九三三年、中国国民所得推計では六一％が農業起源）、農民に向い合つていたものは、日本におけるごとく、資本及び地主の支配ではなくて、逆に地主及び資本の支配であり、その故に国府資本主義は日本資本主義のように必要な場合に必要だけの譲歩を地主に強要する力量を持たず、二五減租は棚上げされ、抗戦九年の間には、日本とは逆に、かえつて寄生大地主制の膨脹を容認せざるを得なかつた。農民はただ中共の一九三二年土地法に、また一九四七年の土地法大綱にその協同者を見出した。

日本の農地改革は第一次大戦後農民運動に発端し、第二次大戦後の占領軍の力で完結したが、この完結形態の原型は、既に昭和十三年の農地調整法以来、大戦九年間の「革新農政」によつて徐々にその形を取つていたものである。だが此の「革新農政」は、「革新軍閥」によつてバックされ、「戦争資本主義」（戦時経済）によつて方向と限度を指定されて始めて存立し得たものである。

改訂基準小作料。小作米の現物供出と之に対する地主米価の適用。この過程の中に、地主が歩一步と退却と譲歩を要求され、譲歩の成果の大部分は戦争資本主義の懷中にはいり、僅かの部分が生産農民に裾分けされた跡は歴然としている。この損益勘定を資産勘定に移して固定したものは即ち、昭和十八年の自作農創設拡充計画（皇国農村建設運動）に外ならぬ。半封建的日本地主制の變革の主導力は疑もなく独占資本主義の手中にあつた。昭和二十二、三年の第二次農地改革はこの戦時下に進行した農業改革をどれ程か變更したであらうか。

二、地代地及び価決定方式の検討

(農業における自給部分の存在と、価値の無償移転機構)

農地改革における農地買上価格が公正なりや否やについて地主側から多くの違憲訴訟が提起され、此に対して、農地改革が健全な自作農を育成しようとするからには、今次の買収地価、所謂自作収益価格は、在り得べき唯一の公正価格であるとの鑑定が為され、且つ裁判所に受け入れられた。だが農地改革、即ち地主と農民との対決の場で、日本資本主義はさ程にも完全に農民の側に左袒するほど、まだ合理的且つ進歩的であつたのだろうか。農地改革において基準となる地代及び地価を決定した下掲の二つの表、米生産費表と自作収益地価算定表との間には、一の奇怪な食い違いがひそんでおり、これを手繰り出すことによつて改革に臨む資本と地主と農民の全位置が露わになつて来る。

原第一、第二図表

昭和二十年十一月、石当一五〇円米価が決定されたのは次の原第一表(食糧管理局『昭和二十年産米穀生産費』、七五%の農家をカバーするもの)に基いてであり、その基礎の上に、同じ月、農家の水田反当収入とその収入の分配が算定され、七五七円余の反当自作収益価格が決定したのは、次の原第二表(農地調整法改正法律関係統計資料、議会提出資料)の手続に依つてであつた。

第二表は厳に第一表の数値に立脚したものである。ただ違う点を求むれば、まず、

(1) 第一表の反収は当年を取つて一石八一七であるのに、第二表は前五年平均を取つて二石と大きくなつてゐるこ

原 第 一 表

	円
物的生産費 (C)	117.63
労賃 (V)	83.13
租税諸負担 (M_1)	5.71
資本利子	5.90
小作料土地資本利子 (M_3)	53.62
反 当 費 用 合 計 ($\alpha - M_2$)	265.99
地 代 以 外 費 用 小 計 ($\alpha - M_2 - M_3$)	212.37
副 産 物 (b)	14.39
副産物差引反当費用計 ($\alpha - M_2 - b$)	251.60
反当收穫米(当年) (n)	1.817
石 当 生 産 費 ($\alpha - M_2 - b) \div n$	138.47
石 当 利 潤 (六分) ($\frac{M_2}{n}$)	8.31
運 賃 諸 掛 (t)	1.20
石当倉渡生産価格(上三項計)	147.98 $\approx$ 150円

(註) α は副産物を差引かざる反当総費用であり、従つて反当総収入でもある。

M_2 は利潤。其を反当收穫米 $\frac{1.817}{石}$ で割つたものが石当利潤と考えられる。

原 第 二 表

反 当 收 穫 米(5 年平均)	石 2
(イ) 供出部分(57.16%)	石 1.143
同上価額(石当庭先 148.80)	円 170.80
(ロ) 保有部分(42.84%)	石 0.857
同上価額(石当75円)	円 64.28
反当米穀収入価額計	234.36
副 收 入 (b)	14.39
反当粗収入合計 (α')	248.75
反当生産費用(除地代・利潤)	212.37
差 引 純 收 益	36.38
利 潤 (四分) (M_2')	8.50
地 代 分 (M_3')	27.88
反当自作収益価格 ($M_3' \times 0.0368$)	757.60
標準賃貸価格	19.01
地 価 倍 率	39.85倍

が着目される。この三点はいずれも收支計算の上で、第二表の條件を第一表に比し一層有利ならしめる材料ばかりである。然るに、第一表で、地代部分は反当五三円六二銭の大きさを米生産費の一要素として取り入れられ、それを織りこんで一五〇円米価が形成された筈であるのに、第二表、即ちその一五〇円米価に立つて稻作農家反当收支計算では、地代部分は僅かに二七円八八銭しか許されていないのはどうしたことであろうか。五三円六二銭〓二七円八八銭という此の奇怪な数字をわれわれの理性は素通りさせることはできない。私の目が釘づけにされたというのは此の一

原 第一圖表

反收 1石817
石当 146円78

α 反当総費用 281.09	M_3 地	53.62	14.39 副
	M_2 15.10		
	M_1 11.61		
	C 物的	117.63	
	V 労	83.13	

原 第二圖表

反收 2石
石当 148円80
地價 737円60

α' 反当総収入の分配 248.75	14.39 M_3	27.38 M_2	
	(1) 供米	8.50 M_2	
	(57.16) %	11.61 M_1	
	(75.143) %		
β' 反当販賣米價 170.08		117.63	
α 反当総収入 248.75		170.08	
	(口) 飯米		
	(84.57) %	83.13	
	64.28		

と、

(2) 第一表の結論は石当庭先（賃貸諸掛を除く）一四六円七八銭であるのに、第二表ではラウンド・ナンバーで一四八円八〇銭と水増しされていること、

(3) 第一表では利潤は石当八円三一銭であり、反当に直せば一五円一〇銭であるのに、第二表では八円五〇銭に縮減されていること、

点である。このカラクリは解明されねばならぬ。

この不可解な背理を解きほぐし霧消せしめようとしてまず着目されるのは、言うまでもなく第二表の農家収入で、保有米部分が石当七五円(当時の消費者価格)で評価されている点である。ここで農家簿記の常識がすぐ鼻を入れるだろう。保有米は内部循環要素で收支双方に計上されるから、どんなに評価しても、差引剰余、即ち利潤や地代には何の影響も及ぼさない道理である、と。その忠言の意味と評価とは以下漸次明らかにされるだろう。また、こう言う疑問も提出できる。もし当時の消費者米価 $\parallel$ 保有米評価基準が生産者米価と同じく一五〇円であつたとしたら(即ち二重米価制が行われてさえないなかつたら)、或いは現在のように、消費者米価が生産者米価を上廻つていたら、この背理的結果は生じなかつたであらうか、と。其のもつ意味と限度も以下漸々に明らかにされよう。

修正図表 まず第一の試みは、左に示す修正図表によつて為される。即ち、水田農家が反当一石八一七(昭和二十年当年)の收穫米を全部生産費米価で売却したとすればどうなるか。その反当総収入(α)は

米収入 $\parallel$ 一石八一七分、但石当庭先一四六円七八銭にて……………二六六円七〇銭

副収入 $\parallel$ ……………一四四三九銭

合計……………二八一円〇九銭

であつて、即ち原第一表の反当総生産費(α)と正に同額で一銭の違いもない。さすれば此の農家収入の分配の形も、原第二表の如くではなく、全く原第一表の通りに行われ得ること、即ち地代部分(M_3)は五三四六二銭であり、利潤部分(M_2)も一五円一〇銭を配当され得ること、少しの疑もない。

(註) この図表によつて、もし農家がその全生産物を売却し、かくて完全な商品生産者になるやいなや、いかなる仮粧のペール

修正圖表

反収 1⁵817
石当 146⁷78
地価 1457⁴

α 反当総収入 281.09		α 反当総収入の分配 281.09	
14.39	M ₃	53.52	15 10
(イ) 供米			11 61
7 ⁵ 039	C	152.45	
		117.63	
	V	7 ⁴ 78	
114.25		83.13	
(原二圖表左修正)		(原一圖表のまま)	

も最早生じて我々を悩ます余地がないことを物語るものである。だが、この図表が現実貫徹し得るためには、言うまでもなく、一五〇円米価の決定にも拘らず、反当労賃八三円一三銭で農家の生計が昭和二十一年にも維持されるべきことを命令している。昭和二十一年には、そんな労賃で食つて出られるものか、と言うのであれば、農家は一般消費者並に、或は恐らく其れ以上に国家から主食費の補助を受ければよい。或いはまた、原第一表に計上さるべき労賃を、昭和二十一年の米価―物価水準で計上してもらつて、それを織りこんだところの、従つて一五〇円を上廻るところの石当生産費米価を決めてもらえばそれで好い(所謂再生産費米価)。いずれの場合にも、M₃地代分、五三円六二銭は其によつて些の影響も蒙るものではない。

続修正図表

原面表の間のカラクリを一層明確にするために、左図のような続修正図表の考え方をすることもできる。即ち、原第一表の生産費のうち、V、労賃部分は八三円一三銭であるが、これをプリズム分光して、V₁飯米部分と、V₂その他労賃に分離してみる。

第一表の昭和二十年反当産米一石八一七は、供出米五七%一六、保有米二飯米四二%八四に分けると、飯米部分は七斗七八になる。昭和二十年度中を支配し、且つ二十年産米の生産費計算にも基礎となつている保有米価格は反当四六四であつたから、上記七斗七八の保有米は三五円七九銭に当る。(この金額は労賃部分八三円一三銭に対しては四三

％に当つてゐる）。だから原第一表の V 労賃八三円一三銭は、 V_1 保有米見積三五円七九銭と、 V_2 その他労賃四七円三四銭とに分離される。即ち続修正図表左欄に示す如くである。

續 修正 圖 表

反 収 15817
石 当 222^円24
地 価 1457^円

副		正	
β 反当販賣米による賣却收入 230.91	M_3	14.39	(イ) 供米
		53.62	
		15.10	
		11.61	
α 反当総費用 281.09	C	230.91	石 当
		117.63	
	V_1	47.34	
	V_2	35.79	(ロ)
		74.78	
			(原一圖表 解析)
			(原二圖表 修正)

しかる時、原第一表の生産費合計二八一円〇九銭(α)は V_1 保有米Ⅱ飯米部分(三五円七九銭)とその他部分二四五円三〇銭とに分解され、その他部分から、副産物一四円三九銭を差し引いた残り(β)二三〇円九一銭は、保有米以外の生産米、即ち供出米Ⅱ販賣米によつて実現されなければならないことは明瞭である。供出米一石〇三九によつて二三〇円九一銭を実現するには石当販賣価格は二二二円二四銭でなければならぬ。

だから、生産米の五七％だけが販売され、四三％が自家消費される條件の下では、原第一表の生産費米価石当庭先一四六円七八銭が眞実に貫徹されるためには、販売米価格は單に右の石当一四六円七八銭を適用さるべきではなく、石当二二二円二四銭に修正して適用されるだけの親切周到なばかりいを必要としたのである。この場合に M_3 地代分五三円六二銭が一銭の縮減も蒙らないことは自明であらう。

原表と両個の修正図表との対比によつて次のことが明らかである。

第一。続修正図表の β (飯米以外の米、即ち供出米にかかるべき生産費用)二三〇円九一銭と、原第二表の β' (反当供出米売上代金)一七〇円〇八銭との差額六〇円八三銭は、原第一表には計上されておりながら、原第二表に見るごとき米価形成方式の粗漏によつて、農業面から社会へ資本主義に無償移転された価値の大きさである。

第二。若し原第一表の結論が、修正両図表の如き米価形成方式によつて貫徹され、何等価値の無償移転が行われなかつたとすれば、 M_3 地代分は五三円六二銭のままに残り、此を三分六厘八毛で資本還元した自作收益地価は一四五七円四でなければならず、決して原第二表の示すごとき七五七円六〇銭ではないということ。七五七円六〇銭の農地買上価格を財産権の侵害として怒つた地主の違憲訴訴が、單なる反感と俗識を突き抜けて、若し此の根底的な米価値の無償移転の事実から攻撃してかかつたら、一の実質的意味を持ち得たであろう。

解 明 図 表

二十年産米生産費調査の結論の数字が、そのままの形で供出米に適用され、かくて米価値の無償移転が生じたことは既成の事実である。かかる(誤つた)米価形成の事実の上で、水田農家の収入の社会的分配をやるとすれば、そして若しその際資本主義の原理を貫き、再生産の保証を第一とすれば、その結果は次の解明図表左欄の示すごとくである。

即ち V_2 保有米部分(八斗五升七合、六四円二八銭)以外の反当収入額は、 β' 一七〇円〇八銭+副収入一四円三九銭=一八四円四七銭であり、この中から、 V_1 その他労賃と、 V 物的生産費と、 M_1 租税利子とをまず差し引くならば、残余は七四八九銭(m_2)にすぎず、原第一表の反当一五四一〇銭の M_2 利潤分に足りないこと七四二二銭、(m_2)であり、 M_3 地代分

のときは一銭といえども割りあてを受ける余地はない。反当地代分は今やゼロである。資本還元した地価もまたゼロである。反当地代分二七円八八銭は仮空である。反当公正地価七五円六〇銭も仮空である。

か、米価形成を認めれば、そして資本主義的公正分配の原理を認めるならば、夢にも在り得べからざる二七円八八銭と七五円六〇銭とを浮かしてくれた天帝の恵みに地主は感謝すべきではあるまいか。この解しがたき数字二七円八八銭を天帝はそも如何なるカラクリによつて捻り出したものなるや。請う、説明図表右欄を見られたい。

説明図表

反収 2石
石当 148^円80
地価 0^円又は 757^円60

m'_2	7.21	M'_3	
m_2	7.89		
	11.61		27.88
		M'_2	8.50
			11.61
$\beta + \text{副}$		C	
			117.63
α' 反当総収入(分配) 248.75			117.63
		V_1	
			47.34
		V_2	
			47.34
			8 ^円 57
			64.28
			35.79
		(原二圖表右修正)	
		(原二圖表右修正)	

(註)
(添加の部)

$$\begin{aligned}
 M'_2 - m_2 &= 8.50 \\
 &- 7.89 \\
 \hline
 &0.61 \\
 M_3 + (M'_2 - m_2) &= 27.88 \\
 &+ 0.61 \\
 \hline
 &28.49 ?
 \end{aligned}$$

(削減の部)

$$\begin{aligned}
 \text{左 } V_2 - \text{右 } V_2 &= 64.28 \\
 &- 35.79 \\
 \hline
 &28.49 ?
 \end{aligned}$$

説明図表右欄によつて次のことが明らかである。

- (1) 説明図表左欄(乃至原第二図左欄)で V_0 (ロ) 飯米部分は六四円二八銭であるが、説明図表右欄(乃至原第二図右欄)

では、其は忽焉脈絡を断つて V_2 三五四・七九銭に縮減、暗転させられている。その差額二八四・四九銭。これは農民生活程度をそれだけ切り下げよとの命令の数値である。そして其はまた天帝の恵みの財源であり、限度である。

(2) 涙のにじんだ二八四・四九銭のお金は分配されねばならぬ。解明図表左欄で七四・八九銭しか実現し得なかつたはずの M_2 利潤を八四・五〇銭に奮発することによる利潤分の増額六一銭がその一。残る二七四・八八銭は M_3 地代分に充てる。

以上を通覧してのバランス・シートは左の如くである。即ち、続修正図表で示された農産物価値の無償移転額(β マイナス β')六〇四・八三銭は、次に示すように、農村の諸階級にその尻を持つて行かれている。

- (1) M_3 地代分が五三・四六二銭であるべきところを、二七四・八八銭に縮減されることによる喪失二五四・七四銭。
- (2) M_2 利潤が一五・四一〇銭であるべきところを八四・五〇銭に縮減されることによる喪失六四・六〇銭。
- (3) V_2 労賃中の飯米分の見積六四・四二八銭を三五四・七九銭にすり換えることによる喪失二八四・四九銭。

右三件の喪失合計六〇四・八三銭である。

(註) 従来、生産費米価をとつても、バリティ米価をとつても、其れが必ずしも稻作農家の社会的な所得バリティを直ちに実現し得なかつたことは、かくして当然である。

以上、行論の展開によつて、原第一、二表間の地代額の奇怪な乖離の生じた所以と、其のこの含蓄する意味とは透きとおるように明瞭である。だが、かかる事態の生起する必然については、既に一世紀前にマルクスが、その『剰余価値学説史』、なかならず其のロードベルトス地代論批判において、簡明適切に指摘しているところである。マルク

スの所説の要旨は以下の如くである。

「二石(二百円)の資本前貸を以つて農業を開始し、(そのうち一石、百円相当分は現物で投下)、期末に三石の收穫を挙ぐる時、イギリスの農民は一石二百円の剰余を全前貸二石二百円に對し五〇%の利潤と計算する。だが、ドイツの農民は貨幣前貸百円一石に對してのみ五〇%、即ち五〇円の利潤を計上し、他の五〇円は特別の利潤として之を地主様に呈上する。彼は現物前貸一石(百円相当)を前貸しとは観念せず、之に對しては何等の利潤を期待しない。このことによつてドイツ農民の利潤率は実は 50²⁰⁰、即ち二五%に低下していることに彼は気がつかなく」と。

上乗の行論の事情を此になぞらえて表現するならば次の如くであろう。即ち、日本の農民は期末の三石の收穫のうち、(二石は自家消費―内部循環にまわし)、販売する二石については、現金前貸一〇〇円と、其に對する五〇%の利潤五〇円と、合計一五〇円をそれで獲得できれば満足する。その時、石当の「公正」価格一〇〇円は七五円に切り下げられ、合計五〇円が無償で消費者―社会―資本主義に寄贈させられ、利潤率は二五%に切り下げられているのである。そのドイツ農民と異なるところは、彼にあつては利潤の半分が特別利潤として地主に贈呈されたのに、此にあつては利潤の半分は最初から価格形成に織りこまれず、有耶無耶間に農外社会に贈呈されるという点だけである。

半自給経済農家、飯米だけは少くとも自給する農家が、堅実なる農家として、国(イ)の礎として明治以降の日本農政、乃至為政者一般にあれ程にも賞美されたことの秘密は、ここにある。それこそ金の卵をただで産みつつける日本国家―社会―資本主義の愛すべき家禽である。(今一つ、小作料という第二の金の卵は暫く措く。)

もし、日本の農業経営が、修正表の示す如き計算観念、イギリス農民的计算観念に染められてゆくならば、即ち、

総前貸資本、労賃、利潤等の概念が範疇的に自立し、自己をきびしく主張しはじめれば、ただに半封建的地代範疇が崩れ去らねばならないだけでなく、旧時代的、ドイツ的、日本的農民觀念形態にまぎれての価値無償移転―低米価形成の全カラクリもまた崩れ去らねばならないだろう。

そしてその事は、農家經濟自給經濟部分の縮少と共に、農業に入りこむすべての生産要素が、資材も労働力も、すべて一度貨幣（G）形態を経過しなければなくなると共に、園芸農業に現に見るごとく、不可避の必然性をもつて進行せざるを得ない。

だが、この過程はどれほど速かに、且つ完全に、日本農業を捕えるであろうか。すくなくとも昭和二十年秋にはまだ此を去ること遠かつたこと、上に見たごとくであつた。

三、解放農民の性格（封建的とは何か）

農地改革が日本の農村をどんなに変えたか、また変えなかつたか、それらは中共の土地改革後の農村の受けた変容とどんな風にちがつているか、ということになると、筆者の如く、その實際にタッチすることの少ないものの俄かに論断すべきことではない。ただ一般の承認するところは次のようであろう。

- 一 昭和二五年七月現在一九四万町（内、買収一七六万町、財産税物納一九万町）の小作地が耕作農家に売り渡され、同年二月の世界センサス当時における残存小作地は六〇万町（二十四年二月の農地センサスでは六五万町）であること。
- 二 残存小作地の実納小作料は、昭和二十四年の近藤アンケートでは、五〇～一〇〇円のものが四〇%、一〇〇～

一五〇円のが二〇%を占めており、昭和二十五年勸銀調査では全国平均反当二九五円を示しており、概ね反当粗収入の五%内外であつて、以前の高率小作料の比重とは隔段の差があること。

かくして明治地主制はその外延も、内包も強く変更、縮減され、その程度に応じて農村の支配階層にも変更を生じていること。農民運動がその闘争目標を失つて戸惑つていられる現象これである。

三 然しこの現物高率小作料の引下げの効果が（戦時経済下においては）小作農民の肩の荷を軽くせずに、戦争資本主義を潤したにすぎなかつたこと。改正農地調整法における金納小作料化と戦後二年間の農産物価格高によつて、暫時その果実は農民の懐にはいつたが、昭和二十三年来の農業税と低米価との重圧によつて、果実の大部分は今度は国家財政と資本主義の手中に歸するに至つたこと。これを人は旧来の現物高率小作料の国家管理と呼び、明治政府の地租徴収になぞらえようとする。

四 農地改革は健全な自作農―独立自営農民を育生し、その発展の道を開くはずであつたが、結果はかえつて、一般的には、経営の一層の零細化と困窮化を来し、経営の強化どころではない。昭和二五年の世界センサスによれば左の如し。

	農家戸数(万戸)	農用地面積(万町)	昭和十六年農家戸数(万戸)
A 五反以下経営	二五二(41%)	六二(10%)	一八三(33%)
B 五反―一町経営	一九七(32%)	一四〇(22%)	一六五(30%)
C 一町―一町五反経営	九六(16%)	一二八(21%)	二〇二(37%)
D 一町五反以上経営	七一(11%)	二九五(47%)	
計	六一八(100%)	六二五(100%)	五五〇(100%)

即ち昭和一六年度に比し、全農家戸数が六八万戸(12%)増の時に、Aクラス農家は六九万戸(39%)増を示し、四一%の農家戸数で一〇%の農用地を経営しているにすぎない。戦後の傾向として、縮小規模における中農標準化と共に、下極増大傾向が指摘される所以である。

五 ここにおいて、日本では、農地改革の後にも、地主経営も農民経営も、発展の二つの道のいずれも、その展開を阻止され、「事実上のプロレタリアート」としての農民一般の独占資本主義体系との対抗が存在するとの論が行われる傾向が強い。

他方、今日の中農層に半農民的、半地主的ではあるが経営展開の資質を発見しようとする試み、或は今後更に農地改革の深化によつて、農民的経営展開の道をほんとうに作り出すを得べしとの主張も聞くことができる。例えば次の引文。

「今次の農地改革の歴史的意義は、其れが(1)農民運動を基盤とし、労働者階級を主導力として、地主制止揚の高度の方式―土地国有の道に立つか、(2)資本主導による地主制の妥協的解消の方式―自作農創設の道に立つか、によつて判定される。いずれの道も半封建的地主制の桎梏を解決するが、その主導者と遂行方式とを異にする。この二つの道の対抗の帰着の仕方によつて、今次の農地改革が全農業改革の端緒ともなうし、又ならないであろう。」

(綿谷昶夫、「山田盛太郎氏『農地改革の歴史的意義』の書評」、本誌四卷二号、昭和二十五年四月)

ここに二年前綿谷氏の投ぜられた設問の(2)の道が日本で現実に行進していることは疑あるまい。だが、まだ、(1)(2)二つの道の対抗闘争は継続中であるとの判断も見落すべきではあるまい。二つの国における二つの存在型の観照的な対比としてではなく、一つの国における現に生ける二者相剋として捕えねばなるまい。いずれの道も、半封建的地主

制（その根幹）を解消するとしても、「妥協的」解消——解消方式には伴うこと必然なる非解消的側面の存続と其の、
 ないこと——独占資本主義の及ぼす機能とは又別に、当面の二者相刻のクリティカルなモメントとして捕えらるべき
 であろう。

ここで我々は、封建制とは何か、また独立自営農民とは何か、について今一度考えて見るのが大事ではあるまいか。

農業革命の眞実の内容は、一方では自営農民の農業資本家と賃労働者への分化、対抗（労賃範疇の確立）であり、他方では剰余労働の唯一の存在形態としての封建的地代の剰余価値への転化（利潤範疇の確立、利潤に服属する近代地代の形成）であり、封建制より近代制への此の転換を媒介する中間の環が独立自営農民であること、前にも述べた。

「自営農民の自由な所有は小経営のための土地所有の最も正常な形態である。それは一方では古典古代の最良時代における社会の経済的基礎であるが、他方では封建的土地所有の解消から生じる諸形態の一つとして見出される。それは農業発展の爲には必要な一通過点である。」（『資本論』三の四、長谷部訳三七九頁）

「分割地農民にとつては、生産物価格が彼に平均利潤を、ましてや地代部分をもたらずに足るほど騰貴することは必要でない。彼はただ最低労賃さえ保証されれば耕作をつづける。放棄された剰余労働部分は無償で社会に贈与されるのである。……………分割地農民が支配的な諸国で、土地価格において先取される地代なるものは、農民の全剰余労働が利潤にも超過利潤にも実現されずに、資本化されたものに外ならない。」（同 三七七頁）

(註) 日本の米価形成の秘密は第二節で説いたところである。日本の地価についてはそれが、昭和二年を一とする時、昭和二年には一五であつて、同じ期間に実納小作料が一から四に上つてゐると顯著な隔りを示すこと(それは農地の「購買年数」が一八年から七一年に増大していることに表現されている)、が指摘される。この地価は今や小作料とは断絶されて動いており、全剰余労働乃至農民の生存権の資本還元額である。それは農業における「資本」の形成の最大障碍の一つとして機能している。

独立自営農民は、彼において労働力と生産手段と土地とが一人格に合一している点で、封建的農民から脱却している。然し其が資本主義的生産構造に前進するためには、いま一度の陣痛、農家所得からの労賃範疇及び利潤範疇の分化、自立の陣痛を経過しおこななければならぬ。(この陣痛経過に失敗するならば逆転、半封建的土地所有乃至前期的資本への再隷属は避けられない。)

日本の農地改革の自作農は、ところで、かかる通過点としての独立自営農民のメダルをその胸に掛けるものである。彼は労働力と生産手段と土地とを自己に合一して自由であり、他からの支配を免れているか否か。二十世紀の解放農民が既に並び存立している独占資本の支配から免れ難きことは自明とするも、日本の解放後の農民層は土地條件においてさえ自由なりや否や。

一方では林野、水利における旧関係の保存と小地主の貸付地保有。他方では農地解放の量と質における上中農層偏重。ここに農家の四〇%が農用地の一〇%を経営し、今なお土地飢饉に悩み、土地支配者に重圧されている。その悩みと重圧の支柱は農地改革における再分配の不徹底―不均等である。その時、この悩みと重圧、この不徹底と不均等は如何なる歴史的性質を帯びさせるものか。

(註) 中国解放区における「土地法大綱」の平均分配農民が、日本の自作農と著しく異なることは言いをうけないとしても、新解放区における「土地改革法」の現耕主義分配農民も、その外形は日本の改革農民と酷似するとは言え、その近代的自立者たる性格において、決して実質的に同一なりとすることはできない。條件が異り、主導者―政權が異なる場合には同一の形式が異なる内容を受けとるのである。

農業における封建的關係は、古典的には言うまでもなく、領主と農奴の対抗關係に見られた。然し農奴身分が先ず存在して全封建的關係を招来したのではなく、小農民生産の支配的存在と少数者―権力者による土地独占との対抗が先ず存して、その時、農奴身分が成立したのである。農奴的身分という古典的な属性を失つた場合でも、だから小生産と土地独占の対抗という關係が存した限りは、封建的關係が異つた外形の下に成立した(半封建的關係)。

奴隸制から區別され、資本主義制から區別される封建制の最後の基礎が、小農民生産と少数者の土地支配との対抗に見出され、農奴身分―經濟外強制はその古典的外形と見られる時に、近世地主と小作農(佃農)との關係が封建的―半封建的であるばかりでなく、又近世地主自営(グーツ・ウィルトシャフト)も亦「土地所有に取得の基礎をおき」小農民の勞働力との対抗において封建的關係を形づくる一形態である。

(註) 中国中世史における農奴身分の古典的展開の欠如(土地売買及び農民移動の早くからの存在)のゆえに、中国史における封建段階欠如の説が、嘗てマジヤール、ヴァルガ等々に行われたことは周知のごとくである。然しそれらは、中国封建制のヨロップバ封建制との地域差を示すものにすぎなかつた。

地主自営においては「土地所有者と生産手段の所有者とが合一しており」、貧雇農の勞働力との対抗において封建的

關係を結ぶ点で、領主乃至地主と農奴、小作農との對抗の場合と著しく異つてゐる。けれども貸付地主と地主自営とが封建的存在の二つの形態變化にすぎないことは、中国で言えば、なかんずく、江南の水田所有者について記述した清初の張履祥農書に明らかである。

毛沢東の農村階級分析において、旧式富農の封建性は、彼が普通貸付地主を兼ねるためではなく、彼が大きな土地——生産手段の独占者として、經營地少き貧農や經營地無き雇農の労働力と對抗するために生じるのである。そして此の規定は、従来通俗に「自作農地帯」(封建的小作關係欠如地帯)と称された華北農村の反封建闘争の展開に理論的基礎を据えたものとして、重要な実践的役割を果たした。

領主と農奴、地主と小作農、豪農と雇農。これら濃淡さまざまなる封建的關係の基底にあるものは、第一には低い生産力段階に規定された自営小農民の生産様式の広汎な存在であり、次には最も重要な生産手段としての土地の少数者独占——不均等支配の存在であり、この両者の同時存在である。そこから起生する封建的生產關係(土地關係乃至賃借關係)が、直接生産者(労働力)を照応的な種々な封建的身分に染めなすのである。

今次の農地改革において、農民たちの得た土地への接近・支配の程度(土地の束縛からの、土地飢饉からの解放の程度)に種々差等・不均衡が有るとすれば、そして独占資本の重圧という條件下では、此の土地支配の差等・不均衡が、必然に下層農民大衆の獨立、自営者的資質の確立を著しく損なうほどのものであるとすれば、その上に生じ、取り結ばれる土地賃借(地代)、土地売買(地価)、勞力雇傭は封建的たらざるを得ない。土地支配の不均衡(独占)が、独占資本支配を媒介として、農業における「資本」「利潤」「勞賃」範疇の近代的確立を妨げ、其れにいたる通過点としての獨立、自営農民の資質の確立を妨げ、土地飢饉、エンブロイメント飢饉に多数農民を陥れ、農村における封建的諸關係

農地改革と資本、地主及び農民

三八

の存続と蘇生とを余儀なくしているのである。

(元研究員・現鹿児島大学教授)